

みなトクモン委員会規約

(名 称)

第1条 本会は、みなトクモン委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 港区内に主たる事業所を有する事業者等により、港区の地域資源である「みなトクモンのたまご」を活用して生み出される、オリジナルな食品・商品・工業品・工芸品等の产品やイベント・活動を「みなトクモン」として登録し、広くPRすることで港区のまち魅力を高め、地域経済の活性化につなげる。

(業 務)

第3条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) みなトクモンの登録の適否の決定に関すること。
- (2) みなトクモンロゴマークの使用承認の適否の決定に関すること。
- (3) 「みなトクモン」を活用した港区のまち魅力の向上に関すること。

(組 織)

第4条 委員会は、別表に掲げる者で構成する。

(意思決定)

第5条 第3条（1）及び（2）の適否の決定については、委員会構成員の全員の合意を必要とする。また登録の適否に関する審査は、原則3ヶ月毎に実施する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、港区役所（大阪市港区市岡1丁目15番25号）に置く。

2 事務局は、委員会の庶務を行う。

(その他)

第7条 この規約に定めのない事項については、必要に応じ別途協議する。

附 則 この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この規約は、令和2年4月1日から施行する。

みなトクモン委員会 構成員

委 員 港区商店会連盟会長

委 員 大阪港区小売商業協同組合専務理事

委 員 大阪商工会議所西支部事務局長

委 員 株式会社バード・デザインハウス代表

委 員 港 区 長